

YEN Coin (YEN) WhitePaper

～自家型前払式支払手段ERC20トークン～

YEN株式会社

概要

本プロジェクトペーパーでは、前払式支払手段扱いの日本円連動ステーブルコインの提案をします。2019年に日本円ステーブルコインが発行され、JPYCが日本円ステーブルコインの市場を作り出しました。

YENはその後続として、暗号資産と物との売買を円滑にする一般向けの前払式支払手段扱いの日本円連動ステーブルコインを目指し、様々な事業者がステーブルコインを発行する契機になります。

1. YENの具体的内容

1.1 価格維持メカニズムについて

YEN は前払式支払手段であり、当社でユーザーが使用する際には基本的に 1 YEN =1 円となります。

YEN の価格維持メカニズムにより、ユーザーは従来の価格変動リスクを抱えたブロックチェーンを活用した決済手段から解放され、前払式支払手段扱いの日本円ステーブルコインである YEN を用いて、物品調達等の決済手段としての使用が可能になります。ユーザーの健全な経済活動を支えるための YEN 価格維持メカニズムは以下のとおりです。

1.1.1 1YEN < 1 円の時(1 円を下回る時)

Uniswap などの非中央集権分散型取引所にて、1YEN の価格が長期間平均して 1 円を下回る時、発行体は 資金決済法に定められた供託金(基準日未使用残高の 50 %)以上の供託金を法務局に供託し、あるいは資金決済法に定められた金融機関保証を受けることにより二次流通価格の上昇を試みます。

当面は資金決済法に定められた供託金の 50%を法務局に供託いたします。供託金額が増加した場合は供託後に当社 Web ページ 等にて告知します。

これにより万一当社が倒産等した場合でも国により倒産隔離されていることから YEN の利用者の権利は保護されると考えておりますが、当社は元本保証するものではありません。

1.1.2 1YEN > 1 円の時(1 円を上回る時)

二次流通の 1YEN の価格が 1 円を上回る際には当社が公式サイトにて 1YEN=1 円で売却を続けることで、二次流通の YEN の価格も 1 円に近づき安定すると考えています。

また、上記にかかわらず長期間二次流通の平均価格が 1 円を上回っている場合、かつ、当社が資金決済法で要求される供託金を供託している場合には供託による資金効率低下を防止する目的で、事前に当社 Web ページ等で告知の上、供託金の一部(30 % 以下の範囲で平均二次流通価格が 1 円を下回らないと当社が判断した金額)を取り崩すことがあります。

1.1.3 初回発行の YEN の大部分が市中に流通したとき

YEN 需要の拡大により 発行した YEN では市場のニーズを満たせなくなるおそれがあります。

あらかじめ決定された割合まで市場に YEN が供給された段階で次のフェーズに移行し、YEN を追加発行することで需要に応じた適切な発行量を保ちます。

1.1.4 発行者が発行の業務を廃止したとき

資金決済法では、発行者が発行業務を廃止した際に払戻しを義務づけています。1YEN=1 円で当社から払戻しを受けることができます。

1.1.5 発行者が破産したとき

発行者が破産すると YEN は使えなくなりますが、利用者の保有残高はブロックチェーン上に記録され続けています。未使用分がある場合は、破産手続き上で、利用者に金銭を弁済する手続きが取られることになっています。

発行保証金の供託

資金決済法では、所定の基準日における未使用残高が 1,000 万円を超える自家型発行者は、その未使用残高の 2 分の 1 以上に相当する額の発行保証金を法務局に供託し保全することが義務づけられています。

還付手続

発行者が破産すると、この発行保証金を元に利用者にお金を返還する手続が取られることになっており、これを還付手続といいます。利用者は還付手続に基づき発行保証金から優先的に弁済(配当)を受けることができます。

1.2 YENの法的性質

YENは、YEN株式会社により発行される自家型前払式支払手段です。通貨建資産であるため、法的には暗号資産ではありません。

昨今、DeFi(分散型金融)の市場が急激に拡大しており、中でもUniswap(運営者のいない非中央集権分散型取引所)は最も有名なDEX(分散型取引所)です。

当社はUniswap等の分散型取引所を運営しておりませんが、YEN利用者の方は一利用者としてUniswap等の分散型取引所を自己運用の為に利用することができます。

2.YENの発行量

当社はまず5,000,000 YENを発行して、順次、YENを発行する。

- ・YEN 1 発行上限 1 億 YEN
- ・YEN 2 発行上限 10 億 YEN
- ・YEN 3 発行上限 100 億 YEN
- ・YEN 4 発行上限 1000 億 YEN
- ・YEN 5 発行上限 1 兆 YEN
- ・YEN 6 発行上限 10 兆 YEN
- ・YEN 7 発行上限 100 兆 YEN

YENの発行及び流通のメカニズムとしては、YENの9割(9000万YEN)以上が外部に流通されるとYEN2が発行され、その後YEN2の9割(9億YEN)以上が外部に流通されると次いでYEN3が発行されるという具合に、発行上限の9割以上が外部に流通した段階で、順次、YENを発行することを予定しています。

3.ユースケース

3.1 ユースケース1「暗号資産の保有者による物の決済利用」

暗号資産を保有しているユーザーが、物の購入に暗号資産を用いたいときに、YENに変換してYEN株式会社からEC サイトでの代理購入を依頼することで1 YEN = 1円で物を購入できます。

3.2 ユースケース2「これから暗号資産を保有するユーザー」

YENの利用者は、ご自身の権限と責任において自己運用として非中央集権分散型取引所であるUniswapにおいてMATICやYENとともに流動性供給されているERC20トークンと交換することができます。

3.3 ユースケース3「非中央集権分散型取引所の利用」

YENの利用者は、ご自身の権限と責任において、自己運用として非中央集権分散型取引所であるUniswapにおいて流動性を供給することができます。YENが流動性供給されると、発行体の承認が無くとも、Uniswap上において取引可能な全てのERC20トークン及びMATICと交換(Swap)できるようになります。

流動性供給者はUniswap上でYENがSwapに利用されればされるほど、より多くの流動性供給報酬をYEN、MATICまたはその他のERC20トークンとして得ていただくことが可能です。

3.4 ユースケース4「非中央集権分散型貸出プラットフォームの利用」

YENはERC20トークンですので技術的には全てのERC20トークンを扱うDeFiを利用することができます。例えば、ご自身の権限と責任において自己運用として非中央集権分散型貸出プラットフォームなどを通じてYENを貸し出すような利用方法が考えられます。

3.5 ユースケース5「DeFi ユーザーの裁定取引」

YENはERC20トークンですので技術的には全てのERC20トークンを扱うDeFiを利用することができます。DeFiは、成長途中の市場のため、同一の価値を持つ商品の一時的な価格差が生じやすい傾向にあります。その際に、ご自身の権限と責任において、自己運用として、割高なほうを売り、割安なほうを買い、その後、両者の価格差が縮小した時点でそれぞれの反対売買を行うことで利益を獲得する裁定取引における利用方法が考えられます。

3.6 ユースケース6「クリプトアーティストなどの物品購入」

YENは技術的には全てのERC20トークンと同様に利用することができます。NFT(Non Fungible Token)を発行し、販売を行うことで暗号資産を手に入れているアーティストは、手に入れた暗号資産をUniswapなどでYENに替えることで物品購入が可能です。

4.YENの購入方法

4.1 推奨する購入方法

発行体が推奨する購入方法は、以下の2通りです。

- 発行体Web サイトから日本円で購入
- 発行体Web サイトから暗号通貨 で購入

発行体のWeb サイトを通じて、以上のいずれかの方法で支払いを行うことで、1YEN=1 円で購入することが可能です。但し、Uniswap において1YEN=1 円を大きく上回る、または下回る価格で継続的に取引されている場合には、原因が特定されるまでの間、一時的に販売を休止することがあります。

4.2 他の購入方法

非中央集権分散型取引所を通じて他のERC20トークンをもってYEN を購入していただくことは可能です。一例として、Uniswap での購入が可能です。しかし、価格は需給により刻一刻と変わること、さらにこれらの取引所は発行体とは資本関係その他なんらの関係もありませんので、ご利用にあたっては、利用者ご自身の権限と責任において、自己運用として行ってください。

5.免責事項

YEN を保有しご利用いただくにあたっては、あらかじめ、以下のリスクを正確に認識しご了承いただくようお願いいたします。また、当社は、以下の各リスクに起因して利用者にご生じる損害につき、責任を負わないものとします。

5.1 YEN の財産的価値そのものに関するリスク

YEN は金融商品取引上の有価証券・金融商品その他いかなる投資商品として発行されたものではなく、資金決済法上の暗号資産でもなく、あくまで自家型前払式支払手段として発行されたものです。

そのため、当社所定の用途以外に使用できることが保証されているものではなく利用者相互間の決済には利用できません。また、YEN は、ERC20 規格に従って発行されているため、ERC20 規格を受け入れている各種外部サービスにおいてYEN を処分等することができませんが、当社はこれを推奨または保証するものではありません。ご利用いただくにあたっては、YEN 利用者にお

いて、自らの責任と権限のもと、自己運用として外部サービスをご利用いただくようお願いいたします。

5.2 秘密鍵の喪失によりYEN を失うリスク

秘密鍵自体または秘密鍵の組合せは、利用者自らのYEN の処分等のため必要となり、その秘密鍵の管理は、利用者自らの権限と責任において管理いただくものとします。利用者のYEN が保管されたウォレットに関連づけられた秘密鍵の喪失はYEN そのものの喪失と同じです。

利用者に対するフィッシング攻撃や、利用端末に対するYEN はマルウェア攻撃、DoS 攻撃、合意ベースの攻撃その他の様々な形での攻撃により、YEN 喪失等の被害を受ける可能性があります。

5.3 ブロックチェーンの Protokol に関連するリスク

YEN はイーサリアム Protokol であるERC20 に基づくため、あらゆるイーサリアム Protokol の誤作動、故障または不具合によってYEN に対し重大な悪影響を及ぼす場合があり、YEN が一時的に使用できなくなる可能性があります。

5.4 マイニング攻撃のリスク

YEN は、他のパブリックチェーン Protokol に基づく分散型暗号トークンと同様に、ブロックチェーン上でのトークン取引の検証中にマイニングによる攻撃の影響を受ける可能性があります。これらの攻撃を受けた場合には、YEN に関する取引の記録等に対してリスクをもたらす場合があります。

5.5 法令等の変更及び課税リスク

YEN に関連する法律、政令、法令、規制、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制もしくは税制の将来の変更がなされる可能性があります。また、利用者は自己の権限と責任においてYEN に関する税務申告の要否その他の課税に関する判断をしなければならないものとします。

5.6 利用者による入力誤りその他の要因によるリスク等

利用者の入力誤りその他のいかなる行為、利用者、第三者の通信・システム機器等の故障、障害もしくは稼働状況、天災地変またはサイバー攻撃その他のいかなる原因により意図しない取引結果となるリスクが存在する可能性があります。

5.7 利用者相互間の関係

当社ウェブサイトに関連して利用者と他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者の責任において処理および解決するものとし、当社がかかる事項について責任を負いません。

5.8 YEN の発行ないし流通の停止等によるリスク

YEN の発行ないし流通の停止、終了、または変更、利用者のメッセージまたは情報の削除または消失、利用者の登録の取消し、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他の事項に関連して利用者が被った損害につき当社は責任を負いません。

6.附則

本ホワイトペーパーは2022年6月8日に作成し公表する。